

平成29年度第6回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	平成30年1月10日(水)
招集場所	米子市役所 401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 足立寛隆委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 伊塚定弘委員 5番 遠藤泰三委員 7番 大縄敬次委員 9番 公本英夫委員 10番 小西淳一委員 11番 角力委員 12番 高西史郎委員(会長) 13番 高橋敦美委員 14番 田中豊委員 16番 中本公平委員(会長職務代理) 17番 森中喜輝委員 18番 矢倉篤實委員 19番 吉澤一誠委員
欠席農業委員	6番 大太勇三委員 8番 木村美紀委員
出席推進委員	佐々木知俊委員 大田正夫委員 山中春夫委員 小林秀美委員 岩佐清志委員 米澤美憲委員 尾坂宣雄委員 池口稔委員
事務局	池口事務局長 宅和事務局長補佐 河野主幹 山本主幹 高田主幹 農林課富澤係長 農林課森脇係長
傍聴人	なし
日 程	1 農地法各条申請地現地調査 2 会長あいさつ 3 議事録署名委員の指名 4 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について

オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答  
について

## 5 報告事項

(1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について

(2) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(3) 非農地現況証明について

(4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について

(5) 農地転用現況確認書の交付について

(6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について

(7) 県農業会議会議員の事務報告

(8) その他

議事開始 午後2時47分

議長（高西会長）

皆さん、明けましておめでとうございます。今年もですね、農家の皆さんに寄り添っていただいて、色々お世話いただきますことをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

またですね、今日は最適化推進委員の方が8名も出席いただきましてですね、大変うれしく思っております。本当に出席していただける人が何人おられえだあかなあと。ひょっとしたら一人もおられんだないだあかなあと心配しておりましたがでも大変うれしく思っております、ありがとうございました。今後ともですね、是非総会の度にはできるだけ、出席していただいてですね、色々な面でまたご協力いただきますようお願いしたいと思います。ありがとうございました。

そうしますと現地調査に引き続き、第6回農業委員会総会を開きます。最初に議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議長 (高西会長)

それでは、議席番号13番の高橋委員と議席番号14番の田中委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は6番の大太委員と8番の木村委員です。よろしくお願いいたします。

それでは審議に入ります。初めに3ページ議案第1号をお願いいたします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは4ページ番号42と43の上福原について、関連ですので併せて審議します。事務局から説明してください。

事務局 (高田主幹)

はい。番号42と43の上福原について、両案件は関連のため一括して説明させていただきます。

詳細は議案のとおりです。〇〇さんが現在耕作している農地の周辺に〇〇さんの農地があります。この農地は、以前より利用権設定で〇〇さんが所有する農地と併せて一体的に耕作を行っておりました。今回、〇〇さんの希望によりお互い話し合いまして、農地の交換をしようとするものであります。交換後の経営面積は、〇〇さんが89アール、〇〇さんが81アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議をお願いします。

議長 (高西会長)

はい、事務局の説明が終わりましたが、ただ今の説明について何か、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

ちょっと、地元委員から説明させてください。

これは私どもと同じ実行組合の家でして、〇〇さんが私と同じ実行組合です。田んぼの状況も非常によくわかっておるんですけど、〇〇さんの田んぼの隅っこに、非常にいびつな形で〇〇さんの田んぼが入り込んでしまっておるということで、利用権でやっておられたんですけど、今回そういうことを止めにして、きちっと交換をしてきちんとした格好で耕作したいということで、申請を出されたということです。両方の家とも8反以上の田んぼがあつてですね、私どもの方では一番大きい方の部類に属するのですが、それぞれ機械も持ってやっておられますんで、特に問題はなかろうかなと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

足立農業委員

はい。面積の80、89っていうのは、これは別に問題ないですか。

吉澤農業委員

8反9畝と8反ですので。

足立農業委員

それもオッケーだと。

吉澤農業委員

はい、下限面積については特に問題ありませんので。

足立農業委員

また元に戻せって言うやなことは無いわな。

吉澤農業委員

言ってみれば、田んぼの中に入り込んだ形となっていますので、そういうことが起こるのはまず無いと思います。

足立農業委員

わかりました。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて番号44の古市について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

はい。番号44の古市について説明します。詳細は議案のとおりです。本件は、譲渡人が所有している農地について、既に譲受人さんが管理等をされておられたところですが、双方で今後について話し合いをしたところ、隣地で耕作して現在管理もお願いしている譲受人さんに頼みまして、売買により農地を取得するものとなります。取得後の経営面積は68アールとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたのでご審議お願いいたします。

議長（高西会長）

続きまして、担当委員さんから報告をお願いします。

遠藤農業委員

はい。現地は古市で成実の管轄でございますから、成実の推進委員の岩佐さんから説明させていただきます。

岩佐推進委員

はい、では44番を説明します。本件は譲渡人の要望により売買が決まったものです。譲渡人の体調が悪く、以前より管理等をお願いしていた状況でしたので、この度今後の事を話し合われまして、隣地で耕作されている譲受人に買って欲しいという話をされたら、買う方も承諾されたため、今回の申請になったと聞いております。譲受人は周辺で耕作していますので、一体的な田んぼとなり面積が増えて効率的な耕作が可能となります。許可要件については特に問題はないと思われまますのでよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて番号45の東福原2丁目について審議します。事務局から説明してください。

事務局（高田主幹）

はい。番号45の東福原2丁目について説明します。詳細は議案のとおりです。申請地の両隣を譲受人が耕作されています。申請地の管理、雑草等の管理ですねえ、について以前から問題があつてですねえ、直接譲渡人さんに交渉してみたところ、承諾を得たとのことで、今回売買により農地を取得するものとなります。取得後の経営面積は309アールとなります。今後は申請地について管理を行いまして、畑としてかんしょなどを作付する計画となっています。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたのでご審議申し上げます。

議長（高西会長）

次に、担当委員さんから報告をお願いします。

#### 大田推進委員

今日は、大太農業委員が欠席ですので、推進委員の大田が報告させていただきます。

先程もありましたが、譲受人さんの希望で売買が行われるというものです。非常にまあ、畑がそのまま投げられてありまして、草も結構生えているということで、この前も見ましたが、草が枯れてきてはいますが全体が草だらけになっています。両隣を〇〇さんが作っておられる関係で、前々からお願いしておったんですが、管理がされていないというようなことで、譲受人さんの方から提案したら売買してもいいということをしていただきまして、この申請になっております。取得後はかんしょを作付する計画となっております。結構な畑や田んぼもやっておりますので、十分やっていけると思います。よろしくをお願いします。

#### 議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして5ページをお願いします。議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ番号80の浦津について審議します。担当委員さんから報告をお願いします。

#### 森中農業委員

それでは議案80番について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は浦津の畑で面積は498平方メートルです。申請者は市内の借家に家族5人で暮らしておりますが、現在の借家では手狭になってきており、妻の祖父の所有地で住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意も確認しております。申請地は500メートル以内に伯耆大山駅がある農地であるために、第2種農地に該当すると思われれます。開発許可についても許可の見込みがあるということで、転用については問題ないと

思われますのでよろしくご審議をお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号81の夜見町について審議します。担当委員さんから報告をお願いします。

泉農業委員

81番の議案について説明します。先程バスで3番目に確認した場所です。申請者は議案のとおりです。申請地は夜見の畑で面積は419平方メートルです。申請人はアパートに夫婦二人で住んでおりますが、いつまでも借家住まいするわけにもいかず、自分たちの家を持ちたいと考え、妻の祖父の所有地に住宅の建築を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しました。申請地は住宅、公共用施設が連たんしている区域にある農地であることから、第3種農地に該当すると思われれます。開発許可についても見込みがあることを確認しております。転用については問題ないと思われれますのでよろしくをお願いします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号82の河崎について審議します。担当委員さんから報告をお願いします。

山中推進委員

82番については推進委員である私が説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は河崎の畑で面積は1,009平方メートルです。



申請人は、申請地の隣接地において建設業を営んでおりますが、既存の資材置場が手狭になったため、申請地に資材置場を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、実行組合の排水同意も確認しております。申請地は300メートル以内に河崎口駅がある農地であるため、第3種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号83の高島について審議します。担当委員さんから報告をお願いいたします。

森中農業委員

83番について説明します。私と田邊推進委員とで現地調査をいたしました。申請者は議案のとおりです。申請地は高島の畑で面積は380平方メートルです。申請人は、事業拡大のため工場を建設する予定ですが、従業員や新規雇用の社員の駐車が不足しているため、申請地に駐車場の整備を計画したものです。土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農事実行組合の排水同意も確認しております。申請地は他の農地区分に該当しない生産力の低い農地であるため、第2種農地に該当すると思われます。転用については問題ないと思われます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

そういたしますと採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて6ページから7ページ、番号84の尾高について審議します。担当委員さんから報告をお願いいたします。

中本農業委員

はい。84番について説明します。この件は、私と尾坂推進委員とで年末に現地確認をしております。申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田で面積は196平方メートルです。申請人は現在市内のアパートに住んでおりますが、家族も増えたためアパートでは手狭になってきました。そういった事で住宅の購入を検討しておりました。また、双方両親が〇〇と〇〇に住んでおまして、なるべくならインターチェンジに近い所を選んだと聞いております。隣接耕作者はありません。農事実行組合の排水同意も確認しております。申請地は、住宅、公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ヘクタール未満であることから第2種農地に該当すると思われまます。開発許可については不要であることを確認しております。転用については問題ないと思われまます。よろしくお願ひします。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませぬか。

ちょっと質問させて下さい。場所はどの辺かな。一反当たりいい値段がしとるので。

中本農業委員

場所は〇〇から、あ、地図がついておりますね。地図を見ると時間がかかりますので口頭で説明します。〇〇から西側の方に約100メートルほど下った所です、2、3年前にこの辺が農地転用でかなり出ておったところで、〇〇が出来たり、〇〇というようなアパートが結構建っている一角でありますので。

議長（高西会長）

〇〇の横みたいな所か。

中本農業委員

それと〇〇の真ん中辺です。

議長（高西会長）

わかりました。そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続いて番号85の淀江町佐陀について審議します。わたしが担当委員ですので説明します。

申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町佐陀の一角です。9月の総会にですねえ、同じ地権者の方で出雲の方に売られた、〇〇さんのあっせんで売られたその隣です。今回の方は、松江市の方でやっぱり〇〇さんのあっせんで共同住宅を建築されるということです。農地区分は、第2種で近年宅地化が進んで大型店舗などもあり非常に人気のある地域です。隣接農地はありません。土地改良区もなく実行組合もないため、自治会からの排水同意を確認済みです。排水は公共下水道で処理されるということです。開発許可については不要であることを確認しております。転用については問題ないと思われま。よろしくお願ひします。

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。挙手多数ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして8ページ、議案第3号をお願いいたします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項に規定に基づき意見を求めます。

それでは9ページ番号1、農用地区域から除外する土地の番号1の大崎について審議いたします。事務局から説明お願ひします。

事務局（山本主幹）

除外申請理由を説明します。申出者は土地所有者である〇〇氏です。所有していた住宅は、市道の拡幅にあたり建物の取り壊しとなります。現在は取り壊しの準備をしており、他に住む場所もないため10月から借家暮らしをしております。申請者は親子で漁業を営んでおり、借家住まいのため、漁具の置き場、修理にも苦慮しているところです。申請者夫婦は高齢とのこともあり、住宅、漁具倉庫については平屋建てを希望しているため、相応の土地の広さが必要となります。土地の選定理由としては、既存の集落に接し、市道に接しており、周辺農地における影響が軽微です。また、住宅の建築に必要な条件が整っている土地は、当該申請地しかなかったため選定しました。

市としての考え方ですが、当該申請地は既存の集落に接し、農用地区域変更後の集团的農用地の分断、土地利用の混在、農作業の効率性及び担い手の農用地の利用集積への支障は軽微です。また、汚水排水は農業集落排水を利用する計画であることから、変更後の隣接農地及び周辺の農業用排水路への支障ありません。さらに候補地選定にあたっては、農用地区域内ではあるが選定理由等からどうしても申請地しか候補地がないということであるので、計画変更もやむを得ません。以上、農振法第13条第2項各号について検証を行った結果、農振除外の基準を満たしており農用地区域内ではあるが計画変更はやむを得ないと考えます。以上で説明を終わります。

議長（高西会長）

何か地元委員さん補足されることがありましたらお願いします。

矢倉農業委員

最初にバスで行った小学校の際の所です。そこに網の倉庫が今撤去してあるけど、別に問題ないじゃないかと思います。

議長（高西会長）

はい、ありがとうございました。ただ今、説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございますか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

はい、挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

それでは9ページ番号2、農用地区域に編入する土地の番号1の皆生1丁目と皆生2丁目について審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（山本主幹）

はい、編入申請理由について説明します。申出者は今回、農用地区域へ編入を行おうとする農地所有者等の代表です。当該区域は国道431号、日野川、皆生1丁目及び3丁目の市街化区域に囲まれた市街化調整区域内の農地で、将来の農地利用について地域で話し合いを行った結果、将来にわたり農地として残していくため、農業基盤整備の実施を行うこととして、その要件となる農用地区域への編入を申請することとしたものです。また、市としての考え方として、当該申請は編入面積約11ヘクタールで、農業振興地域の整備に関する法律で規定する10ヘクタール以上の集团的農用地の要件、編入後、農業基盤整備事業を実施し、将来にわたり優良な農地として保全、活用を行う

ことを目指しており、当該申請に異議はありません。以上で説明を終わります。

議長（高西会長）

地元委員さんから何か補足があればお願いします。

吉澤農業委員

4番目に見ていただいた所ですけど、見ていただいたとおり、日野川の土手と集落と431号線に囲まれた、まとまったところをこの度農用地に編入して整備して行こうというものです。バスの中でも言いましたけど全部で43軒あります。

これは3年位なりますかね、何回も地元で話をして、それから委員会を立ち上げて、それから全体で集まったり、戸別で聞き取りをしたりアンケートを取ったりして、まあ色んな手順を踏みながらやってきておられます。当初から1軒だけが、まあ反対に近いような意見を言われていたんですけど、話をする中でその方もやるかというようなことになったというふうに聞いております。

今、工事委員会とか換地委員会とか、色んな委員会を立ち上げて、換地委員会が具体的に動いているというような状況です。換地委員会が動き出しますと、多少の色んな事が出て来るのではなかろうかなと思っております。それでも具体的に皆さんが将来を見越して、是非ともやらないかんだろうというような空気になっていますので、まだこれ市内ではもちろん、富益の方でもやっていますが、市内でも先頭を切っておるような事業だと思っておりますので、まあ出来るだけ後押しして進めて行きたいなあと思っております。審議のほどよろしく申し上げます。

議長（高西会長）

何かご意見、ご質問等がございますか。

足立農業委員

ここは、基盤整備した後何に使われますか。

吉澤農業委員

今の話が出ているところはですねえ、中間管理機構に入っただいて、それから〇〇さんと下話をしているところです。ですので、大根であったり、サトイモであったり、大山小麦であったり。一応ここは水田なのですが、水田では先が見えていますので、一応畑作の方に転換してやっという話で進んでいます。

議長（高西会長）

足立さん、良いですか。

足立農業委員

はい。

森中農業委員

はい、編入後の中間図を見ますとですねえ、中に白い部分がありますねえ、あれは都市計画区域に残されるわけですか。

吉澤農業委員

これはですねえ、今あの、埋め立てて駐車場みたいなことになってまして。

森中農業委員

ですけども、これはここを除外して都市計画区域に残すの。

吉澤農業委員

はい。

森中農業委員

これの出入りするような進入路は計画図に入っておるわけですか。

吉澤農業委員

具体的にこの区域の中でどのようにしていくかというのは、今やっている最中ですので、ちょっと私はそこまで把握していません。

森中農業委員

それならここだけ都市計画区域内に残すということだね。わかりました。もう一つは、残すのはいいのですが進入路の関係で、これに独立的な進入路を付けるのか色々あると思うけど。

吉澤農業委員

全体の中で。

森中農業委員

わかりました。

議長（高西会長）

まだ実施設計にも入ってない。

吉澤農業委員

はい、具体的にはまだこれからです。

議長（高西会長）

それで、皆さんご存知だと思いますけども、新しい土地改良法が去年の6月1日から発効されて、10ヘクタール以上の面積が集積すれば事業主体が県になって、そうして地権者には負担なしと、全部国、県、市町村になると思いますけど、鳥取県で第1号になります。今月21日に県の農業会議がありますが、早速、説明をして、米子市はこんなに頑張っているということを話してあげないといけないなと思っております。それから吉澤さんにちょっとお伺いしますが、その話があつてから大体どれ位で計画がまとまりましたか、期間は。

吉澤農業委員

ええと、具体的に動き出しましたのは去年の1月。年が明けてからヒアリングをしたりして。ただその前の年にも下話をしながら。

議長（高西会長）

それなら2年位前か。

吉澤農業委員

そうですねえ。

議長（高西会長）

それから、農振に入れるとですね、今の農家の人は反対される人が多いです。それはご存じだと思いますけど、農振に入ると何年間かは農地転用できんと。それから農地転用する場合は補助金を返還しないといないと。原則としては工事が終わって8年間は転用できないと。8年未満で転用したら色々条項がありますが、補助金返還しないといけんということですが。今までの例として、工事が終わって8年間で除外することはちょっとなかったです。今日、農林課から富澤係長が来ておられるけど、その辺をちょっと聞いてみたらいいですが。その辺はどうですか。

農林課富澤係長

農林課富澤です。お世話になっています。



すみません、手元にデータを持ってきていませんので、基盤整備工事後8年以内で除外した案件があるのかどうかというのには申し上げられないんですけど、基本的に補助金を返すとかっていうことではなしに、原則不許可になりますので、まず、お話をいただいた時点で8年が済むまで待ってくださいね、ということでご案内をしておりますので、そういう扱いでこれまでも来ているんじゃないかなと思っております。

#### 議長（高西会長）

あの8年もって、いろんな方がわしのところに相談されてですねえ、あの8年以上も経過してですねえ、ここはどう考えても農振除外した方がいいかなあということが多々あってですねえ、それからまあ、農林課へ相談するといろいろ言って、この間、課長には言っておきましたけども、県に相談したらですねえ、そんな事をいうような案件ではないけども、米子市は何でそんな事をいうだろうかなあということを書いていましたけども、そう簡単には8年経過したからって言って除外にはならないでしょう。

#### 農林課富澤係長

はい、除外は皆さんご存じのとおり、個別案件でご審議をいただきますものですので、除外をする目的の事業計画をお示ししていただきまして、その事業計画が除外に当たるかどうかを申し込みになった方と協議をさせていただきますので、8年経ったから除外申請は全て受け付けるというようなものではございません。

#### 吉澤農業委員

いいですか。この話、最初に聞いたときに、田んぼを何とかしないといかんと聞いたとき、私はてっきり、いわゆる市街化の方に向かわれるのかなあというふうに思っていたのですが、逆にですね、農用地の方に変えたいというようなことで。農用地ってことになるのと先程会長も言われたように、次のステップに入るときは縛りが非常にきつくなってしまうと思ったのですが、この地区がですねえ、労災病院、それから皆生のホックがあるところ、あの辺でいわゆる土地改良、ほ場整備ですよなえ、ああいうことを経験している地域でありますので、その辺の事は皆さんよく知っておられると思います。それともう一つはですねえ、中間管理機構が絡んでくるよということで、確か15年だったと思うのですが、農家の負担なしにこれをやろうと思ったら、ちょっと15年だったか10年だったかちょっとあれしたんですけど、

その間は8年ということじゃなくて、15年間は中間管理機構に貸さないかんというようなことになりましたので、皆さんその事は重々承知はしておられると思います。それは一番揉めるところですからね。そういう話をしながらまとまってきたと。ただ1軒の家が、地図で抜けた田んぼがあると思いますけど、そのとこだけは、まあ抜いて進めてもらえんかということもあって田んぼが抜けています。

議長（高西会長）

わかりました、他にありませんかいね。

池口推進委員

聞いてもいいですか。減歩はどのくらいかな、道の。

農林課森脇係長

失礼します。農林課森脇です。

減歩の方は、まだ計画が出来てないのではっきりした数字はわかりませんが、ざっとしたところでいくと95パーセント位を想定しています。

議長（高西会長）

ということは5パーセントが減歩ということか。

農林課森脇係長

そうです、道路用地の方が。

池口推進委員

ほう、道幅は。

農林課森脇係長

道は5メートル。

議長（高西会長）

あの、池口さんいいですか。

池口推進委員

はい。

伊塚農業委員

これ、あの10ヘク以上だったら農家の負担なしでやれるっていうことですが。従来だったらこれくらいのやつを基盤整備すると何ぼ位、金を払わんといけんですか。

農林課森脇係長

12.5パーセントです。

伊塚農業委員

はい、わかりました。

農林課森脇係長

12.5パーセントを国が今回は負担するという事になっています。

議長（高西会長）

ちょっとあなたの説明が聞きにくかったけども、従来は受益者負担が15パーセントだけど、今回は無いということでしょう。もうちょっとようわかるように。

伊塚農業委員

今までだったら15パーセントは出さなくてはならなかったということですね。

吉澤農業委員

これ今の、要は中間管理機構をかませて土地を集約したいという国の非常に大きな方針がありますので、それに則って受益者の負担を無くして、そういったところを進めて行こうというようなことになったと。畑に換えるということで、従来から水田の整備に係るいわゆる水路、水路で面積を取るというようなことがありませんので、減歩が割りかし少ないのかなあというふうに思っています。

伊塚農業委員

もう一ついいですか。10ヘクですわね。ずうっと道路がありまして家が建っています。その裏は全部農地が残ってしまして、入るところも無くなった状態でこぼこして残っていると。ずうっといきゃもんなら10ヘクまではいかんですけど、やっぱり10ヘクなければ絶対だめですわな。

議長（高西会長）

いやそれはねえ、わたしもこの前東京に行った時に、あの法律でどう言いますか、さしで線を引いたことじゃなく、やっぱり柔軟に対応してもらわないけないと、ですからそれは個々によって、農政局や機構を中心にして、運動といいますか、交渉の仕方だと思っております。それで今、足立さんや弓浜の委員さん中心になって計画を進めてもらっていますが、10ヘクちょっとないです。ですがこれは今の局長も前の局長もですねえ、現地に居って、まだ去年の6月に新しい法律が出来る前からですねえ、機構を中心にして色々な事業を組み合わせ、あの農家の負担が無いようにしてということを書いてますんで、やっぱりその辺は交渉の仕方だと思っていて、これからはこういう

ことがあれば、まあ弓浜のがありますけども、一汗も二汗もかいて農家に人に喜んでもらわんといけんなあと思っています

池口推進委員

農林課に聞いてみるけどねえ。これはどれくらいの面積にするの、一つの畑を。3反くらいか。

農林課森脇係長

一人の方が。

池口推進委員

いや、一つの区画が。

農林課森脇係長

一つの区画なんですけど、これもまだ地元の方と最終的な話ができてないので、はっきりわからないですけど5反位をと。

森中農業委員

今、吉澤さんが言われましたが、全面積を畑地にされるのですか。

吉澤農業委員

あの、この中でまだ自分のとこでやりたいという人もありますので、その辺のとこ詳細はまだわからないですけど、大部分は面積の確か80パーセントだったと思いますけど、中間管理機構に任せないかんというようなことが、確かあったのではないかと思いますんで、大部分は畑地として使うことに。

森中農業委員

中間管理機構であろうと自作だろうといいですけども、編入して区画整理したときの後の畑地がほとんどなのか、あるいは水田と畑地が半々なのか、その辺はどうですか。

吉澤農業委員

畑地がほとんどだと聞いています。

足立農業委員

水路は何本付けますか、付けませんか。

吉澤農業委員

それはまだわかりません。

足立農業委員

道路は真ん中につけますか。

吉澤農業委員

ですから、そこら辺の詳細設計は。

池口推進委員

足立さん、それはわからんでしょ、農林課がわからんのに。

議長（高西会長）

それで今、森中さんが言われましたが一番効率のいいもので作りますので。それでできたものを地権者の方に説明して、そうして集積化

をやると。それでその時にですねえ、まあ面積が5,000平米以上ですから区画が。富益でも特に農林課にお願いしておかないといけなのは、大体何にも工事が終わってから換地します。そうしますとトラブルが起きるのです。それで役員が、自分がいい所を取ったり。それでいつもわたしは県に言っていたのですが、計画が出来て採択されたときにですねえ、従前の土地と合わせてみて、そうしてそれを参考にして換地するようにと。ですから工事が終わってからではなく、工事にかかる前から計画書が出来て採択された時から換地をして、できたものはあれはどこの場所だと。そういうように県にお願いしております。特に米子市農林課でその辺をですねえ、あの地権者の方でトラブルが起きんようにお願いしたいと思います。

農林課森脇係長

はい、承知しました。

森中農業委員

ちょっと。これ今日承認されたとしますと、県で審議しますよね。県が審議をして告示をして許可になると。いざ、工事にかかるとなれば、最短どれくらいの時にかかれるものですか。

農林課森脇係長

今現在での工事の計画なんですけど、今、事業計画書の業務委託契約を県の方が発注しています。それが3月に完成します。30年4月から土地改良法の手続きをしまして、8月に採択されるという予定になります。9月から実施設計の方を年度末まで行いまして、工事の方は31年4月から入るといふ計画です。工期は2か年で31年と32年で考えています。

議長（高西会長）

あの他にありませんか。ないようなら一つ聞きますけども、コンサルはどんな具合にするわけ。

農林課森脇係長

コンサル、今、事業計画書の方は土地改良事業連合会。

議長（高西会長）

あの、県土連。

農林課森脇係長

県土連です。

議長（高西会長）

ああ、それは良いですね。

農林課森脇係長

鳥取県の方にお話を伝えておきます。

森中農業委員

県営でしょ。

農林課森脇係長

県営事業です。

議長（高西会長）

ですので、それはわたしも県の方に話しますが、あなたがたもそういう気持ちで農家の人の立場に立って、一生懸命やってほしいということですよ。



農林課森脇係長

はい、わかりました。

議長（高西会長）

そういうことです。一番大事な事です。県の立場で物を言わないように。

吉澤農業委員

あの、先程伊塚さんから面積の事があったんですけど、多分この事業がうまく動き出したら、色んな所で多分、これ始まるんじゃないかなあと考えています。何せ、ただですから。そのとき面積、これは農林課の方に確認せないかんですけど、まあ往々にしてこれらは、おおむねという言葉が付いているのですけども、これもおおむねというのが付くのかなというような気がせんでもないですが。それともう一つは、確か集落を挟んで反対側にあっても、確か合わせて10ヘクタールになればいいと、何かそういったチラシを見たような。

伊塚農業委員

いいですか。質問したのは、ああいうものを皆生のあんな所でね、平坦地でねえ、きちんとなっている所を。私どもの五千石何かは、道路があったら両サイドに家がずうっと全部並んで、今までは家と家の間から入って、トラクターなんか入れさせてもらってしているという状態が、段々小さくなって、管理機も入らんというような騒ぎが今年もあったんですけど、そのそういう事っていうのは大事な事で、裏側に道路が出来れば、簡単な事です。

議長（高西会長）

他にありませんかいね。

公本農業委員

はい。多分〇〇さんが借りられることになると思うのですが、〇〇さんと親しくしている関係でねえ。彼が出来てから借りるようにな

るのはいいのだけど、三十数年前に水貫川が氾濫したでしょう。その水貫川の脇の方を整備しようとしているのでしょう。そうすると氾濫の後に国交省が水貫川と日野川の交差する所にね、水貫川に水が多くなったときにポンプアップしようということで、ポンプを取り付けたのですね。ところが、また数年すると日本海側の方に日吉津の砂がみんな、見ればわかるんだけど、日野川の水がほとんど流れんわけだからねえ。今時集中豪雨がすごいでしょ、予期せぬ水害というのが。あそこ、この限界で集中豪雨がきたら一気に氾濫して、あそこ作ったところほとんど水浸しになると思うんですよ、あの数ですとね。だから合わせて、市にしても県にしても国交省との協議をして、どういうふうにするか、国交省は年に1回堆積した砂をね、日吉津に持っていったり、富益に持っていったりしてるんだけど。さあ、そういう状態になったときに、指を加えて見とるじゃなくて、その辺を合わせて協議をしてもらった方が、借りる側も地権者もいいと思うんです。多分新たな水路は作られないというような状況なので、ちょっと集中的に来たらみんなオーバーフローして水浸しになると思うんですが。

#### 吉澤農業委員

ちょっと私ができる範囲でいいですか。今おっしゃられるようにですね、日野川の水の水かさが増えますと、水貫川という川があるんですけど、そこの水門を止めて、日野川からの水が入らないように先ずやります。それでこっちからの水はどうするかっていうと、川にポンプが2台付けてあります。その2台で排水します。それでもまだ非力なこともあるのですが、それで今、もう一基付けようかという話が色んな所から陳情しておったと。それが具体的にいつ陳情が通ったのかどうなのか、通ったらいつ付けるかということまでは聞いてないんですけども、今おっしゃられたような心配はしていますので、そういったような事は、今進めている最中ですので。

#### 公本農業委員

私たちどもが工事したんですけど、あの時にね、冗談半分に俺の家がこの付近にないけん、この程度のポンプでいいわいって言ったことがあります。段々、あっちでもこっちでも大規模な水害が出ておるでしょう。だからあってもいいと思うですよ、ポンプ2台であれしたって。

#### 議長（高西会長）

はい、わかりました。農林課、今ねえ公本農業委員さんが言われたこと、それから吉澤農業委員さんが言われたことをよく

農林課森協係長

はい、失礼しました。水貫川の洪水が起きる可能性があるので、鳥取県と国土交通省と協議を行って事業を進めること。それから県土連が、農家の事を一番よくわかっているということですので、県土連に話をする。それから換地に関しては、工事が終わってから換地を行うということになるとトラブルになりますので、きちっと工事前から説明を行って、換地についてのトラブルが起こらないように事業を進めることを伺いました。

議長（高西会長）

それから吉澤さんにねえ、ちょっとねえ、あの〇〇さんの何をちょっと参考のためにいいますけども、今、大山山麓連合のダム、開拓地ですけども、開拓に入られた人が、江府町で土地をどんどん借りてられてね、そこに3年位前から、3年か5年位なると思うんですけども、あの〇〇さんが〇〇を作っておられますが、それで病気になってしまって、ほとんどの〇〇が残って投げてあってね、病気で。それがまた、雨が降ったりして、また水が田に入って枯れるということで、今問題になっています。でするのでその辺を十分気を付けて、あの〇〇さんと賃貸をせないけんことを。今、公本さんが言われるように、排水の状態が悪いところに作れば何ですけど、先のトラブルを事前に話し合っていた方がいいと思いますので。

何か、他にありませんかいねえ。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答することといたします。

続いて23ページ議案第4号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めます。

それでは利用権設定各筆明細について、26ページ番号1-1を審議しますが、関係者の角委員の退席を求めます。

（角委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

それでは、利用権設定各筆明細について説明申し上げます。26ページ番号1-1は借受人の希望による貸付です。これは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思いますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め決定いたします。角委員の着席を求めます。

（角委員着席）

続いて番号1-2を一括審議します。関係者の大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

はい、26ページ番号1-2は再設定です。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

吉澤農業委員

すみません、事務局さんに聞いてみます。この持ち分の2,000分の1,000というのは何か意味があるんですか。

事務局（河野主幹）

これは普通でしたら2分の1ですけど、登記のデータがそのまま移行しますので、勝手に直すのはできませんので、登記情報がこちらに移記されています。

吉澤農業委員

はい、わかりました。

議長（高西会長）

ちょっと、聞いてみておくように。

事務局（池口局長）

すみません、確認してみます。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、何かご意見、ご質問はありませんかいね。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定いたします。大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

続いて、番号1－3から31ページ1－27について一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

26ページ番号1－3は、貸付人が兼業のために経営縮小することによる貸付です。番号1－4は、貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。番号1－5は、貸付人が病気等で労力不足になったための貸付です。27ページ番号1－6は、貸付人が高齢化により

経営縮小を図るための貸付です。番号1-7から番号1-9は再設定です。番号1-10は借受人の希望による貸付です。28ページ番号1-11から番号1-14は再設定です。番号1-15は借受人の希望による貸付です。番号1-16から29ページ番号1-21は再設定です。30ページ番号1-22は再設定です。番号1-23は、貸付人が高齢化により経営縮小を図るための貸付です。番号1-24は、借受人の希望による貸付です。番号1-25及び番号1-26は再設定です。31ページ番号1-27は、借受人の希望による貸付です。以上、番号1-3から番号1-27は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして33ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号1-1から41ページ番号1-37までを一括して審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。

33ページ番号1-1から41ページ番号1-37まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してございます。

Aは地権者の意向によるもので33件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替で3件、Cは合理化事業から中間管理事業への切替で1件でございます。

番号1-1から番号1-37まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

説明終わりましたが何か、ご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め決定といたします。

続きまして44ページ所有権移転各筆明細について、番号1-1を審議いたします。この件について農林課より説明してください。

#### 農林課富澤係長

〇〇の農業用施設の件について説明します。申請地は下新印の田で面積は767平方メートルです。申請者は多くの機械やアタッチメント、作業機等を保有しておりますが、格納庫や機械置場が不足しているため、新たに簡易パイプハウス倉庫及び作業機置場の整備を計画したものです。箕蚊屋土地改良区の同意書、隣接耕作者の同意書、下新印実行組合の農業用水路放流に係る同意書および農業用道路通行に係る同意書も提出されています。以上、農業用施設の開発計画について問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。

#### 議長（高西会長）

農林課の説明が終わりましたが何か、ご意見、ご質問がございませんか。

地区の委員さん何かありませんかいね。

#### 森中農業委員

あのこれは、事務局から説明のありました内容でありまして、私と田邊委員で現地を見まして、こういった事で事務局に説明されたとおりで、まあ良いではないかということになりました。

#### 議長（高西会長）

はい、他にご意見、ご質問ございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで、異議なしと認め決定といたします。

続きまして、45ページ議案第5号をお願いいたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した別紙農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは46ページ番号1から50ページ番号7までを一括審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

46ページから1から50ページ、番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

ただ今の説明についてご意見、ご質問がございませんか。

そういたしますと採決をしたいと思えます。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで、異議なしと認め適当である旨回答いたします。

続いて番号8について審議いたします。関係者の田中農業委員の退席を求めます。

（田中委員退席）

事務局から説明してください。

事務局（河野主幹）

51ページから52ページ番号8の選定理由は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。8の上二つの大崎以外は、今日バスで廻っていただいたクボタのほ場でございます。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（高西会長）

説明終わりましたが、何かご意見、ご質問がございませんか。



そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は挙手をお願いいたします。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。田中委員の着席を求めます。

(田中委員着席)

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（宅和局長補佐）

報告いたします。55ページから56ページ（1）農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号63から68までの6件を受理しています。

次に、57ページから60ページ（2）農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号83から番号99までの17件を受理しています。

次に61ページ（3）非農地転用現況証明について、番号35から39までの5件を証明しています。

次に62ページから63ページ、（4）農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、現地の状況、転用許可の有無等の照会に対して2件を回答しています。特に63ページの案件ですが、これは米子市が差し押さえた土地の照会に対する回答です。本年3月9日に入札により公売をされる予定です。現況がここは農地でありますので、この公売に参加するためには、農業委員会等の発行する買受適格証明書が必要となります。買受適格証明書については、後ほど山本の方から説明いたします。

次に64ページ（5）農地転用現況確認書交付について、番号43から番号48までの6件を交付しています。

次に65ページから68ページ（6）相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、4件を証明しています。報告事項は以上でございます。

議長（高西会長）

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

事務局（宅和局長補佐）

(事 務 連 絡)

議長（高西会長）

皆さんの方で何か。

ないようでしたら、これで終わります。どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時35分